

## 【県の PCR 検査事業の概要】

## 1 事業開始日

令和3年5月14日（金曜日）から令和3年8月末日まで

※手順書に記載の URL からお申し込みいただけます。

<https://form.kintoneapp.com/public/form/show/6e95a1a25c6773dc1bef91b18ec0ce60babc17bd447b6b3bb30225d3d4058771>

（短縮 URL : <https://ux.nu/zuW7p>）

※手順書を確認の上申し込みをしてください。手順書は次の掲載場所からご覧ください。

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

※既に日本財団にお申し込みいただいている場合は、改めての手続きは不要です。

## 2 対象施設等

- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院、介護療養型医療施設
- ・養護老人ホーム・軽費老人ホーム
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅
- ・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護
- ・通所系サービス事業所
- ・訪問系サービス事業所
- ・福祉用具貸与
- ・居宅介護支援事業所等

## 3 対象職員

2に記載する施設で利用者と接する職員

（常勤・非常勤及び職種は問わず、施設長が感染防止のために必要と判断した者）

## 4 問い合わせ先

（1）検査や調査に関する問合せ先

日本財団 PCR 検査センター

電話 : 050-1741 - 4180（10:00～18:00 無休）

FAX : 03-5323-0267

メールアドレス : [corona-testcenter-nf@kinoshita-group.co.jp](mailto:corona-testcenter-nf@kinoshita-group.co.jp)

（2）県 Web 申請フォーム（申込入力フォーム）に関する問合せ

申込入力フォームで事業所名称を検索した結果、事業所が表示されなかった場合は、申込入力フォーム内に「高齢者施設データベース登録フォーム」への案内がありますので、そのページに移動し、求められる項目を入力してください。

詳しくは別添の手順書「6-6 事業所名がない・コードが入力されない場合」をご確認ください。

なお、上記以外の問合せについては、県ホームページのフォームメール（※）に記載し、送信してください。

## ※ 県 高齢福祉課 ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/index.html>

上記URLから高齢福祉課のホームページにアクセスし、画面を一番下までスクロールすると、「福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課へのお問い合わせフォーム」と書かれていますので、そこをクリックしてください。フォームメールの入力画面が開きます。

## 高齢者施設等における従事者への PCR 検査

## 1 陽性者が発生した場合の対応

PCR 検査の検査結果が陽性となった場合は、日本財団 PCR センター（以下 PCR センター）から事業所および県医療危機対策本部室に連絡が入ります。

PCR センターから連絡を受けた事業所は、陽性となった職員に検査結果を速やかに伝え、出勤停止の措置を取ってください。また、事業所の所在地を管轄する保健所に報告を行い、陽性職員の確認検査についての相談をしてください。ただし、日本財団の提携医療機関や各事業所の協力医療機関で確認検査の対応が可能である場合には、当該医療機関を受診してください。

確認検査の結果、陽性が確定した場合、事業所は所在地を管轄する保健所に再度連絡し、必要な指示を仰いでください。

なお、事業所（横浜市、川崎市、横須賀市に所在する事業所を除く）は、確認検査の結果、陽性が確定した場合、施設等の情報及び日々の陽性者数等を、別添「施設における新型コロナウイルス感染症陽性者発生時における対応について（令和3年3月1日付医危第2287号健康医療局医療危機対策本部室長通知）」のとおり、日次報告 web フォームに入力してください。本部室及び保健所と連携を図り、衛生用品の供出や応援職員の派遣等、必要な支援を行います。

## 2 感染防止対策取組書の掲示

PCR 検査を定期的に申し込む施設等におかれましては、ご利用者やご家族に貴施設の取組状況をお知らせするため、県が事業者の皆様に掲示をお願いしている「感染防止対策取組書」に職員への PCR 検査を定期的実施している旨をご記載ください。

これにより、積極的に感染防止対策に取り組んでいることをアピールすることができます。

- 感染防止対策取組書についてはこちらをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0101/>

- 感染防止対策取組書の登録方法の詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/corona/lineosirase.html>

※業態欄を「各業種共通」とし、「実施している感染対策」のページで「その他感染対策」の項目に「PCR 検査の定期的な実施」などご記載ください。

## 3 応援職員派遣事業実績

令和3年6月時点

登録状況 58施設 179人

派遣実績 9施設（10件）

派遣人日（延べ） 95人日

## 4 新型コロナウイルス感染症かかり増し経費への支援

コロナの陽性者や濃厚接触者が発生した場合など、通常の介護サービスの提供時では想定されない費用について対象とします。

参考：別添「新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設の皆さまへ」

# 新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者に対応した 介護サービス事業所・施設の皆さまへ

**介護サービスを継続して提供できるよう、通常時には  
想定されないかかり増し経費を支援します**

※令和3年度の申請手続きにつきましては、ただいま準備中です。  
決まり次第、県ホームページ等でお知らせいたします。

## 新型コロナウイルス対策の支援

コロナの陽性者や濃厚接触者が発生した場合など、通常の介護サービスの提供時では想定されない費用について対象とします。

### 対象事業所

神奈川県内（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市以外）に所在する介護サービス事業所（施設・在宅系）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅で、次のいずれかに該当する事業所

- ①感染者が利用者・職員に発生または職員に複数の濃厚接触者が発生した事業所
- ②濃厚接触者にサービス提供した事業所（通所系を除く）
- ③通所系で、臨時的取扱いに基づき訪問によるサービス提供を行った事業所

### 対象経費の例

- 1 コロナの陽性者等が発生した事業所がかかった経費
  - (1) 事業所・施設等の消毒・清掃の費用  
消毒液等の消耗品の購入、消毒業者への委託
  - (2) マスク、手袋、体温計等衛生用品の購入費用  
衛生用品、その他消耗品の購入
  - (3) 事業継続に必要な人員確保のための費用  
新たに採用した臨時職員への賃金、職員への割増賃金の支給、  
職員への時間外や休日手当等の諸手当（コロナ手当・危険手当）の支給  
（さかのぼってコロナ手当・危険手当を支給した場合も対象になります）、  
職員への給与の上乗せ等に伴う社会保険料の増加分、  
人材派遣業者や職業紹介業者への手数料、  
損害賠償保険への加入、一定の要件に該当する自費検査費用
  - (4) 連携先事業所等への利用者の引継ぎ等で生じる費用  
引き継ぎ時の連携先事業所への交通費、引継書類の印刷費
  - (5) 送迎を少人数で実施する場合に追加で必要となる費用  
送迎車のリース、送迎車の燃料費
  - (6) 施設内療養に係る費用  
施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない追加的な手間について、施設内療養者一人あたり15万円まで補助
- 2 コロナの陽性者等が発生した事業所を支援した事業所がかかった経費
  - (1) 支援先の事業所の利用者を受け入れるための経費
    - ア 追加で必要な人員確保のための費用
    - イ 利用者の引継ぎ等で生じる費用
  - (2) 支援先に職員を応援派遣する経費
    - ウ 職員を応援派遣するために必要な費用

### 補助額

- サービス類型毎の上限額の枠内で申請可能（10/10補助、自己負担なし）  
『例』通所介護53.7万円、訪問介護32万円、特養3.8万円×定員数  
※感染発生状況に応じ上限額を超える場合は個別協議あり